

「至急」

平成22年8月31日

会 員 各 位

「神戸市保健所より下記の連絡がありましたので通知申し上げます」

神戸市医師会 公衆衛生部会

神保健予第647-2号

平成22年8月30日

医療機関 各位

神戸市保健所長 河上靖登

日本脳炎ワクチン予防接種について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の保健行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件について、国が予防接種実施規則の一部を改正しました。取り急ぎ改正の内容を下記に要約しましたのでお知らせするとともに、今後の日本脳炎ワクチンの接種についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 定期接種の2期への乾燥培養細胞日本脳炎ワクチンの使用について
使用を認める。
2. 過去に接種を受けなかった者に対する接種機会の確保について
平成17年5月30日からの勧奨差し控えによって接種できなかった第1期の不足分（1～3回）を、本来の第1期の期間（生後6月～90月未満）及び第2期の期間（9歳から13歳未満）に接種できるよう改正された。
 - ・1回接種後の者：残り2回接種（残り2回の接種間隔は6日以上）
 - ・2回接種後の者：残り1回接種
 - ・0回接種の者：残り3回接種（第1期の年齢の者は第1期の期間に現行通り接種、第2期の年齢の者は第2期の期間に接種）

（注）第1期の期間（生後6月～90月未満）と第2期の期間（9歳から13歳未満）の間の年齢の者（90月～9歳未満）については定期接種の対象となりません。従って、年齢が第2期の開始年齢（9歳）に達するまでに接種した場合は、任意接種となります。
3. 予防接種健康被害に対する救済措置について
上記2による接種は定期接種とし、予防接種法上の救済措置の対象とする。
4. 施行日（上記1、2の接種が可能となる日）
平成22年8月27日
5. その他
運用上の詳細については国に確認すると共に、別途神戸市予防接種運営協議会を開催し、その結果を踏まえてご連絡します。

担当：予防衛生課結核・感染症係 電話 322 - 6789